

# くらしきの魅力ある農業経営

農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

倉敷市

# 目 次

ページ

<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>	
1 今後の農業の基本的な方向	1
2 倉敷市の農業の現状と課題	1
3 担い手育成の基本的な方向	2
4 地域の特色を活かした農業経営の育成・支援	4
5 担い手に対する支援	6
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	6
<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b>	
1 農業経営の基本的指標の意義	9
2 営農類型	9
<b>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標と すべき農業経営の指標</b>	
1 農業経営の基本的指標の意義	11
2 営農類型	11
<b>第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関 する事項</b>	
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2 市が主体的に行う取組	13
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	14
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供	14
<b>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</b>	
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の シェアの目標	15
2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
<b>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>	
1 協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他地域計画推進事業 に関する事項	17
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区 域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受 けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	22
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	24
<b>第6 その他</b>	25
<b>別表1 営農類型の基本指標（第2関連）</b>	26

別表2	営農類型の基本指標（第2の2関連）	30
-----	-------------------	----

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 今後の農業の基本的な方向

倉敷市は、岡山県南西部に位置し、県下三大河川の一つである高梁川の恩恵を受け、水資源に恵まれ、また温暖な気候風土のもと水稻を中心に野菜、果樹、花き、畜産など多彩な営農が発展してきた。

しかしながら、農業従事者の高齢化による担い手不足や国内市場の縮小、増加が懸念される耕作放棄地など農業を取り巻く非常に厳しい環境が今後も続くものと考えられる。

こうした中、生産基盤の整備、施設の近代化や先端技術の導入などにより、生産性の向上と経営の安定を図るとともに、収益性の高い、個性豊かな地域ブランドの確立を促進し、認定農業者、新規就農者等の担い手の確保・育成とこれら担い手への農地の集積・集約化を推進していくことが必要である。

このため、本市は、農業生産基盤の整備を計画的に推進し、経営近代化を図りながら、消費者ニーズや自然環境の保全にも配慮した付加価値の高い都市近郊型農業を推進するとともに、農地を有効活用し、将来にわたり持続可能な魅力ある農業の発展を目指す。

## 2 倉敷市の農業の現状と課題

本市の総農家戸数は10年間で36%減少しており、近年のすう勢を踏まえると、現在の5,209戸から、5年後の令和7年には4,300戸程度まで減少すると予測される。また農業経営体は10年間で41%、5年間でも27%減と農家数以上に減少したほか、個人経営体の基幹的農業従事者の65歳以上の割合は10年間で5%増加し79.2%となるなど、高齢化の進行が一層進んでおり、今後10年間では、高齢者のリタイアがさらに進むことが予測される。

また、新規就農者・認定農業者の確保や、担い手育成の取組を行ってきたが、主業農家（農家所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体）の減少が顕著で、令和12年には200戸を下回ることも懸念されている。

なお、競争力の強い大規模な経営体の育成の取組により、大規模経営体は増加傾向にあり、この5年間では5haを境に、それ未満では減少、それ以上では増加している。

一方、国においては、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として引き続き推進し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしている。また、担い手対策としては、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給

が可能な農業構造を確立するため、経営規模や経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階等に応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として位置付け、農業内外からの人材確保と育成、経営基盤の継承、農業経営法人化等を推進することとされている。

さらに、担い手への農地の集積・集約化の促進に当たっては、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。）の策定による地域農業の点検の加速化と各種施策の一体的な実施が不可欠であるため、コーディネーター役を担う市、晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、農業委員会等の組織、農地中間管理機構、地域の農業者が一体となって地域計画の策定を推進することとしている。

本市は、こうした現状の下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

なお、目標年次は令和12年とする。

### **3 担い手育成の基本的な方向**

担い手育成の基本的な方向としては、効率的かつ安定的な農業経営ができる認定農業者等を育成し、これらの認定農業者等が本市農業生産の相当部分を担う生産性の高い農業構造への転換を図ることが必要である。

その際、地域においては、農業に関わる多様な主体が存在していることから、地域の農業の担い手と兼業農家、高齢者農家等との役割分担についての合意形成を促進していく。

また、農地・農業用水等の維持管理等の在り方についても、十分検討することとする。

#### **（1）育成すべき担い手の目標数**

本市の農業産出額の相当部分を担う意欲と能力のある経営感覚に優れた認定農業者や基本構想水準到達等の担い手を、360経営体（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農、今後育成すべき農業者、認定農業者等以外の農外から参入した企業の総数）確保する。

また、「21世紀おかやま農業経営基本方針（以下「県基本方針」という。）」に掲げられた新規認定農業者の確保数の目標4年間で540経営体を踏まえ、本市においては、年間13経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえながら、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね450万円）を確保することができるような農業経営とする。

なお、「概ね」は8割とする。

(3) 育成・支援すべき担い手の対象

ア 認定農業者

基盤強化法第12条により、本市等で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4に基づき本市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

ウ 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く。）

- ・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- ・農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者（平成23年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

エ 集落営農

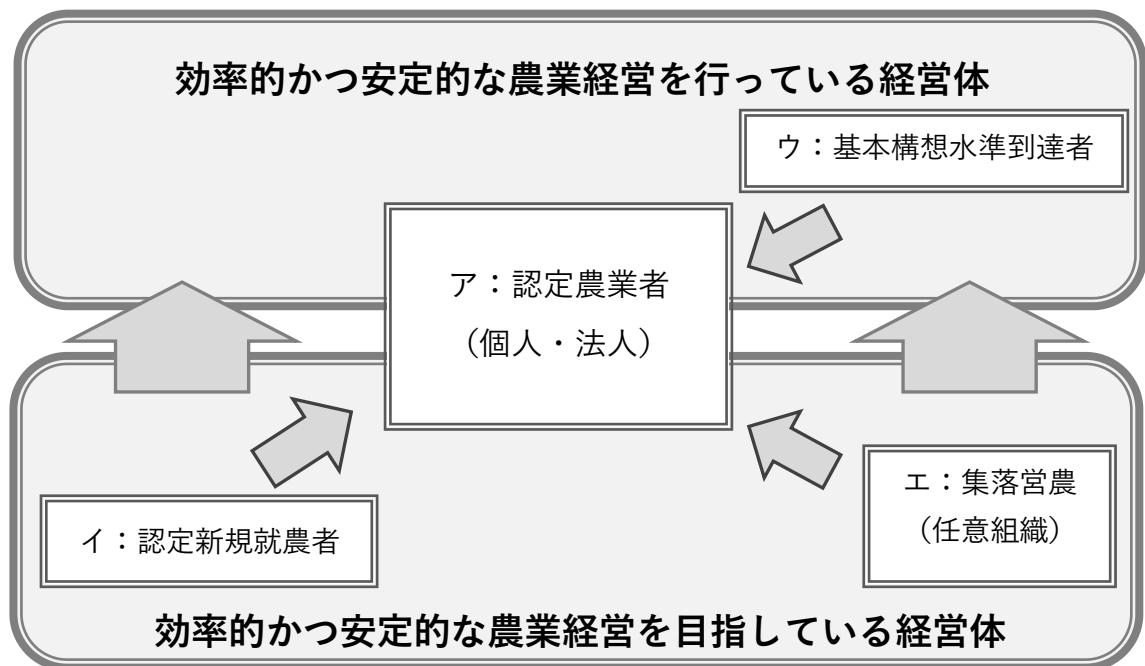
次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

・特定農業団体

基盤強化法第23条に基づき、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

・集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農等を行っている組織



#### 4 地域の特色を活かした農業経営の育成・支援

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長するため、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が強力な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会（以下「担い手育成協議会」という。）を平成17年度に設置した。そして、担い手育成協議会が主体となり、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構、農業協同組合、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地

域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域計画の策定に取り組む。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を一体的に促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

そして農業就業人口の約半数を占める女性農業者は、農業生産の重要な役割を担っていることから、女性が主体となっている経営体の経営改善計画の策定を支援するとともに、家族経営における農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、集落営農組織等への参加・協力を通じ、女性の農業経営、地域農業の意思決定の場への参画を一層推進する。

なお、地域農業の維持・発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも基盤強化法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に基盤強化法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者



への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

## 5 担い手に対する支援

本市は、担い手育成協議会において、農業普及指導センターの協力を受け、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間が満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実施結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和2年度の新規就農者は13人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるぶどう、スイートピー、ももの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

近年における農業従事者の状況や新規就農者数の動向、「県基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「5年間で750人」を踏まえ、本市においては年間12人の当該青年等の確保を目標とする。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始

から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

※参考 県基本方針の目標数値：主たる従事者1人当たり

年間総労働時間 1,200時間以上

年間農業所得 200万円以上

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### (4) 地域ごとに推進する取組

#### ア 倉敷地区

従来からの基幹作物であるごぼう、れんこんを栽培する倉敷（連島）地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業普及指導センターや農業協同組合等と連携し、ごぼう、れんこんの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう取組を推進する。

#### イ 倉敷地区、玉島地区

従来からの基幹作物であるももを栽培する倉敷（浅原）地区、もも、ぶどうを栽培する玉島地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業普及指導センターや農業協同組合等と連携し、もも、ぶどうの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう取組を推進する。

#### ウ 船穂地区

従来からの基幹作物であるぶどう、スイートピーを栽培する船穂地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業普及指導センターや

農業協同組合、市農業公社等と連携し、ぶどう、スイートピーの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう取組を推進する。

#### エ 真備地区

従来からの基幹作物であるぶどう、ももを栽培する真備地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業普及指導センターや農業協同組合等と連携し、ぶどう、ももの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう取組を推進する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 農業経営の基本的指標の意義

基盤強化法第6条第2項第2号において、「市町村は、基本構想で農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を定める」こととなっており、地域の実態に即した多様な農業経営の姿を示しているところである。

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、既に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すこととする。

### 2 営農類型

#### (1) 営農類型の考え方

##### ア 所得目標

1 経営体当たりの年間農業所得目標は概ね450万円とする。

##### イ 労働時間

主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は1,800時間程度とする。

##### ウ 技術水準

技術水準は現行の技術水準をベースに、新技術を取り入れた実現可能な技術体系とする。

## (2) 営農類型モデル

類型番号	営農類型	作目	経営規模
1	水稲+新規需要米+麦複合	水稲 7ha、新規需要米 3ha、麦 3ha、水稲作業受託 3ha	10ha
2	水稲+作業受託	水稲 0.6ha、新規需要米 0.4ha、水稲作業受託 15ha	1ha
3	水稲+新規需要米+麦複合（組織）	水稲 12ha、新規需要米 6ha、麦 2ha、水稲作業受託 3ha	18ha
4	果樹専作（もも）	加納岩白桃 10a、白鳳 20a、清水白桃 20a、おかやま夢白桃 20a、白麗 10a、恵白 10a	90a
5	果樹専作（ぶどう）	マスカット・オブ・アレキサンドリア 2月加温 10a、マスカット・オブ・アレキサンドリア 3月加温 10a、マスカット・オブ・アレキサンドリア補助加温 10a、シャインマスカット無加温 10a	40a
6	果樹専作（ぶどう）	ピオーネ 3月加温 20a、ピオーネ無加温 10a、シャインマスカット簡易被覆 10a、シャインマスカット無加温 10a	50a
7	果樹専作（ぶどう）	シャインマスカット無加温 20a、紫苑無加温 10a	30a
8	野菜専作（いちご）	いちご 25a	25a
9	野菜専作（ごぼう）	ごぼう（秋まき）60a、ごぼう（春まき）25a、ごぼう（9月まき）25a	85a
10	野菜専作（にんじん・だいこん）	にんじん 100a、だいこん 100a	100a
11	野菜専作（れんこん）	れんこん 200a	200a
12	野菜専作（しょうが）	しょうが半促成 20a、しょうが露地 50a	70a
13	野菜専作（トマト・はくさい・ほうれんそう）	トマト 10a、はくさい 50a、ほうれんそう 15a	60a
14	野菜専作（こまつな等葉菜類）	こまつな等 25a（25a×7作）	25a
15	花き専作（スイートピー）	スイートピー30a	30a
16	花き専作（カーネーション・きんぎょそう・トルコギキョウ）	カーネーション 10a、きんぎょそう 20a、トルコギキョウ 10a	40a
17	花き専作（きく）	小ぎく露地 60a	60a
18	花き（花ばす・小ぎく）+水稲+作業受託複合	花ばす 20a、小ぎく 30a、水稲 75a、水稲作業受託 4ha	125a
19	酪農	乳牛 30頭、育成牛 10頭	40頭
20	養鶏（採卵鶏）	採卵鶏 130,000羽	130千羽

以上の20類型を、効率的かつ安定的な農業経営の指標とし、経営モデルを別表1のとおりとする。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

### 1 農業経営の基本的指標の意義

基盤強化法第6条第2項第3号において、「市町村は、基本構想で農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を定める」こととなっており、地域の実態に即した農業経営の姿を示しているところである。

第1に示した新たに農業経営を営もうとする青年等に関する目標を可能とする農業経営の指標として、既に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すこととする。

なお、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

### 2 営農類型

#### (1) 営農類型の考え方

##### ア 所得目標

主たる従事者1人当たりの年間農業所得目標は200万円以上とする。

##### イ 労働時間

主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は1,200時間以上とする。

##### ウ 技術水準

技術水準は現行の技術水準をベースに、新たに農業経営を行うのに実現可能な技術体系とする。

## (2) 営農類型モデル

類型 番号	営農類型	作目	経営 規模
1	果樹専作（もも）	白鳳 10a、清水白桃 20a、おかやま夢白桃 10a、白麗 5a、恵白 5a	50a
2	果樹専作（ぶどう）	マスカット・オブ・アレキサンドリア 2月加温 10a、シャインマスカット無加温 10a	20a
3	果樹専作（ぶどう）	ピオーネハウス無加温 10a、シャインマスカット簡易被覆 10a、シャインマスカット無加温 10a	30a
4	野菜専作（ごぼう）	ごぼう（秋まき） 30a、ごぼう（春まき） 20a	50a
5	野菜専作（れんこん）	れんこん 100a	100a
6	花き専作（スイートピー）	スイートピー 25a	25a

以上の6類型を、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標とし、経営モデルを別表2のとおりとする。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の担い手育成の基本的な方向は、第1章の3に記載のとおりである。

本市の特産品であるもも、ぶどう、ごぼう、れんこん、スイートピーなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者や、マルチワークの一つとして農業を選択する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。



また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### **3 関係機関との連携・役割分担の考え方**

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### **4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供**

本市は、受入産地及び農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
43%

- ・効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、家族経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積（主な基幹作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫・脱穀、その他の作目については、これらに準ずる農作業）を受託する農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有する特定作業受託の面積を含む。）のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年とする。

### 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、担い手育成協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業も積極的に活用しながら、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的か

つ計画的に展開されるよう、地域計画の策定を通じ、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速することを目指しながら、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岡山県が策定した「県基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、農業振興地域の農用地区域を中心に地域計画推進事業を重点的に実施することにより、認定農業者等への優良農地の集積を図る。同時に、農協等による農作業の受委託、及び農用地利用改善団体の活動の活発化等を推進することにより、遊休農地の解消に努める。

イ 丘陵地においては、果樹、花き等の栽培が盛んな地域では、それぞれの作目について高品質安定生産技術の確立やブランド化の推進により、所得向上を目指すとともに、離農者の園地は、担い手や新規就農者への流動化を推進し、産地の維持・拡大に努める。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、個別事業ごとに述べる。

### 1 協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他地域計画推進事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区

域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。開催に当たっては、市のホームページや広報紙への掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

また、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域も踏まえ、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

更に、本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## **2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

### **(1) 農用地利用改善事業の実施の促進**

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### **(2) 区域の基準**

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### **(3) 農用地利用改善事業の内容**

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的か

つ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき基盤強化法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)参考様式第6-1号の農用地利用規程認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、基盤強化法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
  - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### **(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定**

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

### **（7）農用地利用改善団体の勸奨等**

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

### **（8）農用地利用改善事業の指導、援助**

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成協議会との連携を図りつつ、これら



の機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### **3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項**

#### **(1) 農作業の受委託の促進**

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### **(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん**

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### **4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項**

#### **(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組**

受入環境の整備

倉敷市新規就農者等確保計画に基づき、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合、市農業公社、先進農家等と連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受入れ環境の整備を行う。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が中心となり、農業協同組合、農業委員、農業士、農業普及指導センター等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市が中心となり、地域計画の策定の話合いや担い手育成協議会のもとで相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブやJ A青壮年部活動など、同世代の若手農業者との仲間づくり、交流の機会の設置、参加誘導を図る。

### ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、各種基盤整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性を向上させるとともに、担い手への農地の集積・集約化や果樹・野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年3月30日から改正施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から一部改正施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年3月30日から改正施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から一部改正施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年1月1日から改正施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から一部改正施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年3月10日から改正施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年1月11日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本構想は、令和5年9月29日から改正施行する。

(農用地利用集積計画に関する経過措置)

2 令和7年3月31日（同日までに基盤強化法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

## 別表1 営農類型の基本指標（第2 関連）

モデル策定の前提条件

- 1 年間労働時間は1,800時間程度とし、所得目標は概ね450万円とする。
- 2 農畜産物の販売価格は、平成27～令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
- 3 水稲作付け面積は、水田面積の64%以内とする。
- 4 経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
- 5 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。

営農類型	作目・規模	生産方式	備考
1 水稲＋新規需要米 ＋麦複合	(作付面積) 水稲 7ha 新規需要米 3ha 麦 3ha 水稲作業受託 3ha  (経営面積) 水田 10ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に応じた米の生産は、新規需要米（飼料用米・WCS用イネ）と麦で対応する。</li> <li>・水稲は、中生品種と晩生品種の組み合わせとし、作期の拡大及び労力分散を図る。</li> <li>・麦跡は一部食用米を作付け、二毛作とする。</li> </ul>	
2 水稲＋作業受託	(作付面積) 水稲 0.6ha 新規需要米 0.4ha 水稲作業受託 15ha  (経営面積) 水田 1ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に応じた米の生産は、新規需要米（飼料用米・WCS用イネ）で対応する。</li> <li>・水稲は、中生品種と晩生品種の組み合わせとし、作期の拡大及び労力分散を図る。</li> <li>・作業受託は、収穫・乾燥調製作業を中心とする。</li> </ul>	
3 水稲＋新規需要米 ＋麦複合（組織）	(作付面積) 水稲 12ha 新規需要米 6ha 麦 2ha 水稲作業受託 3ha  (経営面積) 水田 18ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に応じた米の生産は、新規需要米（飼料用米・WCS用イネ）と麦で対応する。</li> <li>・水稲は、中生品種と晩生品種の組み合わせとし、作期の拡大及び労力分散を図る。</li> <li>・麦跡は一部食用米を作付け、二毛作とする。</li> </ul>	
4 果樹専作 （もも）	(作付面積) 加納岩白桃 10a 白鳳 20a 清水白桃 20a おかやま夢白桃 20a 白麗 10a 恵白 10a  (経営面積) 90a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力分散を図るために、中生・晩生・極晩生品種を組み合わせる。</li> </ul>	

5 果樹専作 (ぶどう)	(作付面積) アレキ2月加温 10a アレキ3月加温 10a アレキ補助加温 10a シャインマスカット 無加温 10a  (経営面積) 40a	・労力分散を図るために、加温と無加温を組み合わせる。	
6 果樹専作 (ぶどう)	(作付面積) ピオーネ3月加温 20a ピオーネ無加温 10a シャインマスカット 簡易被覆 10a シャインマスカット 無加温 10a  (経営面積) 50a	・労力分散を図るために、栽培品目及び加温と無加温を組み合わせる。	
7 果樹専作 (ぶどう)	(作付面積) シャインマスカット 無加温 20a 紫苑無加温 10a  (経営面積) 30a	・労力分散を図るために、栽培品目を組み合わせる。	
8 野菜専作 (いちご)	(作付面積) いちご 25a  (経営面積) 25a	・高設の促成栽培とする。	
9 野菜専作 (ごぼう)	(作付面積) ごぼう(秋まき) 60a ごぼう(春まき) 25a ごぼう(9月まき) 25a  (経営面積) 85a	・作型や品種を組み合わせ、長期出荷を行う。	
10 野菜専作 (にんじん・だいこん)	(作付面積) にんじん 100a だいこん 100a  (経営面積) 100a	・にんじんとだいこんの周年栽培体系を組む。	
11 野菜専作 (れんこん)	(作付面積) れんこん 200a  (経営面積) 200a	・品種を組み合わせ、長期出荷を行う。	

12 野菜専作 (しょうが)	(作付面積) しょうが半促成 20a しょうが露地 50a  (経営面積)  70a	・作型を組み合わせ、長期出荷を行う。	
13 野菜専作 (トマト・はくさい・ほうれんそう)	(作付面積) トマト 10a はくさい 50a ほうれんそう 15a  (経営面積)  60a	・作目を組み合わせ、長期出荷を行う。	
14 野菜専作 (こまつな等葉菜類)	(作付面積) こまつな等 25a (25a×7作)  (経営面積)  25a	・こまつなやみずな等の葉菜類の品目を組み合わせ、周年出荷を行う。	
15 花き専作 (スイートピー)	(作付面積) スイートピー 30a  (経営面積)  30a	・養液土耕栽培とする。 ・施設による加温栽培とする。 ・11～4月連続出荷する。 ・雇用労力を利用する。	
16 花き専作 (カーネーション・きんぎょそう・トルコギキョウ)	(作付面積) カーネーション 10a きんぎょそう 20a トルコギキョウ 10a  (経営面積)  40a	・品目を組み合わせ、経営の安定を図る。 ・施設による加温栽培とする。 ・カーネーションは10～5月出荷(冬切り)、キンギョソウは11、1、4月出荷(促成)、トルコギキョウは6～7月出荷(夏切り)とし、労働の分散を図る。	
17 花き専作 (きく)	(作付面積) 小ぎく露地 60a  (経営面積)  60a	・品種を組み合わせ、長期出荷を行う。 ・8月出し(盆)、9月出し(彼岸)を重点に7～12月出荷を行う。	
18 花き(花ばす・小ぎく)+水稲+作業受託複合	(作付面積) 花ばす 20a 小ぎく 30a 水稲 75a 水稲作業受託 4ha  (経営面積)  125a	・花きは水田転作で露地栽培とする。 ・花ばすは8月出荷、小ぎくは品種を組み合わせ7～9月出荷とする。 ・水稲は、中生と晩生を組み合わせ、10～11月収穫とする。 ・作業受託は、乾燥調整を中心とする。	

19 酪農	(経営規模) 乳牛 30 頭 育成牛 10 頭  (作付面積) 飼料作物 300a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養形態は繋ぎ飼いとし、パイプラインミルカーで搾乳するとともに除ふん作業はバーンクリーナーを使用する。</li> <li>・自給飼料は通年サイレージ給与体系とする。</li> <li>・ふん尿はたい肥化して土地に還元し、有効活用するとともに余剰分は販売する。</li> <li>・耕畜連携により、飼料用米や WCS 用イネを活用する。</li> <li>・定期的にヘルパーを利用し、休日を設ける。</li> </ul>	
20 養鶏 (採卵鶏)	(経営規模) 採卵鶏 130,000 羽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成鶏舎はウインドレス鶏舎とし、自動給餌機や自動集卵機を設置して、作業を省力化する。</li> <li>・更新は年 6 回の 120 日令の大雛導入による、オールイン・オールアウト方式とする。</li> <li>・鶏ふんは堆肥処理施設等で発酵させ、袋詰めにより流通販売する。</li> </ul>	

以上の20類型を、効率的かつ安定的な農業経営の指標とする。



## 別表2 営農類型の基本指標（第2の2関連）

モデル策定の前提条件

- 1 年間労働時間は1,200時間以上とし、所得目標は200万円以上とする。
- 2 農畜産物の販売価格は、平成27～令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
- 3 経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
- 4 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。

営農類型	作目・規模	生産方式	備考
1 果樹専作 (もも)	(作付面積) 白鳳 10a 清水白桃 20a おかやま夢白桃 10a 白麗 5a 恵白 5a  (経営面積) 50a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力分散を図るために、早生・中生・晩生・極晩生品種を組み合わせる。</li> <li>・機械化、低樹高栽培により労働生産性を高める。</li> <li>・適正な施肥管理による土づくりに取り組む。</li> </ul>	
2 果樹専作 (ぶどう)	(作付面積) アレキ2月加温 10a シャインマスカット 無加温 10a  (経営面積) 20a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力分散を図るために、加温と無加温を組み合わせる。</li> <li>・省エネ複合技術により燃料の節減を図る。</li> <li>・自動換気装置導入により、生育に合わせた温度管理や換気作業の省力化を図る。</li> <li>・加温栽培に向けて、若木の健全な育成を図る。</li> </ul>	
3 果樹専作 (ぶどう)	(作付面積) ピオーネ無加温 10a シャインマスカット 簡易被覆 10a シャインマスカット 無加温 10a  (経営面積) 30a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労力分散を図るために、無加温（2月保温）と簡易被覆を組み合わせる。</li> <li>・ジベスプレーにより無核化、肥大処理の省力化を図る。</li> <li>・結果過多を避け、高品質安定生産を図る。</li> </ul>	
4 野菜専作 (ごぼう)	(作付面積) ごぼう（秋まき） 30a ごぼう（春まき） 20a  (経営面積) 50a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作型の組み合わせにより、労力分散を図る。</li> <li>・トレンチャーを利用し、ほ場準備を行う。</li> <li>・は種は、シーダーテープを利用する。</li> <li>・収穫は、抜き取り収穫とする。</li> </ul>	

5 野菜専作 (れんこん)	(作付面積) れんこん (露地) 100a  (経営面積) 100a	・収穫時期を調整し、労力分散と有利販売を行う。	
6 花き専作 (スイートピー)	(作付面積) スイートピー (冬切り) 25a  (経営面積) 25a	・養液土耕栽培とする。 ・施設による加温栽培とする。 ・11～4月連続出荷する。 ・雇用労力を利用する。	

以上の6類型を、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標とする。



くらしきの魅力ある農業経営

編集 倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課

発行 令和5年9月